

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年1月28日～2021年2月3日)

令和3年(2021年)2月5日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
<b>政治</b> PKN Orlen 社によるポルスカ・プレス買収に関するモラヴィエツキ首相の発言 国内の新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐる動向 ラウ外相とシーヤールト・ハンガリー外相との会談 国防費、GDP 比換算で2. 2%を達成 ルーマニアへのブラックホーク・ヘリコプター納入の申し出 ラウ外相のルブリン・トライアングル外相会合への出席 ミャンマーの国内情勢に対する外務省声明の発出 ラウ外相によるナヴァリヌイ氏への実刑判決に対する発言 新戦略兵器削減条約STARTの延長に対する外務省声明の発出 ソロフ国家安全保障局長官とサリバン米国安全保障担当大統領補佐官との電話会談 NATO・前方強化プレゼンス・ラトビアへの8次隊の派遣								<b>【お願い】</b> 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
<b>治安等</b> ポーランドでの滞在許可を有する外国人は約460, 000名 人工妊娠中絶に関する大規模な抗議デモが発生 下院内で発砲事案が発生 2020年における犯罪件数は786, 302件 2020年におけるEU外部国境からの入国者数は約1, 800万名								
<b>経済</b> ドゥダ大統領、2021年予算案に署名 モラヴィエツキ首相による新たな社会経済プログラム「ニューディール」 ポーランドとハンガリーの輸送関連協議 PKN Orlenの洋上風力発電に関する協力 道路の安全性向上に向けた動き 中国からの直接投資が大幅に増加(物流不動産) 電気自動車関連動向 2040年までのエネルギー戦略(PEP2040)を閣議で承認								
<b>大使館からのお知らせ</b> 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <a href="http://www.pl.emb-japan.go.jp">http://www.pl.emb-japan.go.jp</a>								

PKN Orlen 社によるポルスカ・プレス買収に関するモラヴィエツキ首相の発言【2月1日・3日】

1日、国営石油会社 PKN Orlen 社のオバイテク社長は、1月21日に同社が国内地方紙の出版最大手であるポルスカ・プレス(Polska Press)社を、ドイツのメディア企業 Verlagsgruppe Passau より買収したことに、今買収は国家によるメディアにおける外国資本の集中の解消(所謂「再ポーランド化」)ではなく、監査役会を含め全ての必要な承認を得たと発言した。また、同社長は、現在評価と分析を行っているが、ポルスカ・プレス社の発展に向けたビジョンがあると述べた。

3日、モラヴィエツキ首相は、テレビ局の取材に対し、PKN Orlen 社によるポルスカ・プレス社の買収は良い決定であり、メディアは世論形成において大きな役割を担うことから外国所有となるべきではないとの考えを示した。また、同首相は、今回の買収は、全体

の企業戦略において重要な動きであり、同社をはじめとするポーランド企業が野心的な方法でコロナ後の活動を見据えていることを嬉しく思うと述べた。

国内の新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐる動向【2月4日】

4日、ドヴォルチク首相府長官は、1月29日に欧州医薬品庁でアストラゼネカ社製のワクチンが承認されたことを受け、2月6日に最初のワクチン約12万回分が到着し、2月末までに計約100万回分が届くと発表した。また、同長官は、2月8日より国家ワクチン接種プログラムのグループ1cにあたる教師及び保育士のワクチン接種希望者の登録を開始し、2月12日より接種が開始されると述べた。医療評議会は、60歳未満の教員及び保育士にはアストラゼネカ社製、60歳以上にはファイザー／ビオンテック社またはモデルナ社製のワクチンの接種を推奨している。

## 外交・安全保障

ラウ外相とシーヤールト・ハンガリー外相との会談【1月28日】

1月28日、ラウ外相は、ワルシャワを訪問したシーヤールト・ハンガリー外務・貿易大臣と会談し、二国間協力の発展、新型コロナワクチンにかかる経験についての情報交換、地域協力の発展等について議論した。ラウ外相は、V4議長国として、V4諸国による協力の調整の重要性を特に強調し、V4発足30周年を迎える本年は、将来のための共同プロジェクトを創造する特別な機会となると述べた。また、両外相は、V4発足30周年記念とV4によるヴィア・カルパティア等のインフラ・プロジェクトを含む議長国ポーランドの計画について議論した。さらに、両外相は、ヨルダンにおける人道プロジェクトを含む開発協力についても議論したほか、ベラルーシとウクライナを含む東方政策についても議論した。

国防費、GDP 比換算で2.2%を達成【28日】

28日、ドゥダ大統領は、2021年の予算法に署名し、2021年の国防費が518億ズロチ、GDP 比換算で2.2%と定めた。これは、軍の再建及び技術近代化とその資金調達に関する法律の規定と一致しており、2021年から2023年の国防費を GDP の少なくとも2.2%の水準で計画し、2030年にはこの割合を2.5%まで段階的に増加させることを規定している。

ルーマニアへのブラックホーク・ヘリコプター納入の申し出【28日】

ポーランド企業の PZL Mielec 社は、ルーマニア内務省に対し、12機のマルチロール・ブラックホーク・ヘリコプターの納入を提案した。同社社長は、ルーマニア内務省への提案は、欧州製のブラックホークを欧州のために納入することを前提していると強調した。同社が提供するヘリコプターは、海上救助機4機、陸上共助・消防ヘリコプター8機の2つのタイプから構成されている。同社が提供するブラックホーク・ヘリコプターは、ポーランドを含む9か国で使用されており、その品質基準は非常に高く、Fire Hawk と標記された消防用ヘリコプターは米国に輸出されている。同社の競合企業は、エアバス・ヘリコプターズ及びレオナルド・ヘリコプターズである。

ラウ外相のルブリン・トライアングル外相会合への出席【1月29日】

1月29日、ラウ外相はビデオ会合形式で開催された、ポーランド・リトアニア・ウクライナの協力枠組みであるルブリン・トライアングル外相会合に出席した。同会合は、昨年7月の同枠組み発足以来初の外相会合となった。同会合では、同枠組みの今後の計画について活発な議論が行われた。外相らは、同枠組みを現在の地域政策及び欧州政策についての対話を強化するプラットフォームとするべきであるとの考えで一致した。

外相らは、偽情報及びハイブリッド脅威との戦いのための三者協力メカニズムを確立する具体的な提案がなされた。首脳レベルでのルブリン・トライアングル会合を開催する可能性についても議論された。

ラウ外相は、三カ国で特に重要な協力を強化すべき分野は、青年協力及び政治・社会分野における人材育成、歴史問題に関する共同イニシアティブを含む広い意味でのパブリック・ディプロマシーであると述べた。この文脈において、ポーランド、ウクライナ、バルト三国による共同シンクタンクを創設するという提案も検討されることとなった。

外相らは、ベラルーシ情勢、ロシアによるハイブリッド脅威及び偽情報、クリミアとドンバス地方における紛争、バイデン政権との関係、東方パートナーシップ首脳会合の可能性、新型コロナウイルスとの闘いとEU及び東欧諸国におけるワクチン供給の課題についても議論した。ラウ外相は、ワクチン供給についてウクライナと他の東方パートナーシップ諸国及び西バルカン諸国に対して支援する意思を確認した。

#### ミャンマーの国内情勢に対する外務省声明の発出【2月1日】

2月1日、外務省は、ミャンマーの国内情勢について声明を発出した。同声明は、ミャンマー国軍による政権の奪取は、憲法に違反し、2020年11月に行われた総選挙によって表明された国民の意思を毀損する試みであるとし、深い懸念を表明した。また、同声明は、ミャンマーにおける民主主義の原則の遵守、違法に拘束された全ての者の解放、憲法秩序の回復を求めている。

#### ラウ外相によるナヴァリヌ氏への実刑判決に対する発言【2月2日】

2月2日、ラウ外相は、モスクワ裁判所がロシアの反政府活動家ナヴァリヌ氏に対して2年8ヶ月の実刑判決を下したことについて、ナヴァリヌ氏は、法の支配原則に違反する政治的な刑事訴追の被害者となったとツイートした。また、同外相は、ロシア当局に対し、ナヴァリヌ氏を解放し、同氏の支持者に対する抑圧的な措置をとることを止めるよう求めた。

#### 新戦略兵器削減条約STARTの延長に対する外務省声明の発出【2月3日】

2月3日、外務省は、米国及びロシアが新戦略兵器削減条約(新START)の5年間の延長を発表したことに対して声明を発出し、同延長は、世界最多の核兵器を保有する米国とロシアの戦略的な安定の

維持に資する前向きな一歩であると表明した。同時に、両国があらゆる種類の非戦略核兵器や新たな種類の核軍備を含む全ての核兵器を対象とする、より幅広い次の段階の合意に向けた対話を継続することを望むと表明した。また、同声明は、さらなる議論は、検証メカニズムの実効性を高めることにつなげるべきであると表明している。

#### ソロフ国家安全保障局長官とサリバン米国安全保障担当大統領補佐官との電話会談【2月3日】

2月3日、ソロフ国家安全保障局(BBN)長官は、サリバン米国安全保障担当大統領補佐官と電話で会談した。同会談には、シュテルスキ大統領府全権代表も参加した。ソロフ長官は、会談の主たる議題は、両国の安全保障分野における協力であったと強調し、米国の軍事協力に対するコミットメントと安全保障分野におけるこれまでの両国の協力の完全な継続を確認したと述べた。また、シュテルスキ全権代表は、米政権は変わったがプライオリティは変わらないと指摘し、両国の良好な協力の基礎は保たれており、戦略的パートナーシップの関係は完全に継続すると強調した。

同会談では、両国の経済協力の継続性についても確認され、この文脈において、サリバン補佐官は、ポーランドの主導する三海域イニシアティブ(3SI)へのコミットメントを表明した。また、新型コロナウイルス感染症の経済的影響を克服する上での経済協力の可能性についても議論された。また、気候変動・エネルギーについても議論され、シュテルスキ全権代表は、バイデン政権はエネルギーの移行を重視しており、両国はこの分野においても協力の余地があると強調した。同代表は、エネルギー源の多様化、エネルギー安全保障、ロシアからのエネルギー供給の独立、グリーンなエネルギーの開発等の課題を指摘し、エネルギー移行の取組は、ポーランドと米国が重要な役割を果たす機会であると述べた。

#### NATO・前方強化プレゼンス・ラトビアへの8次隊の派遣【2月1日】

1日、NATO・前方強化プレゼンス・ラトビアへのポーランド派遣部隊の交代式がアダジ軍事基地にて行われた。新たに任務に就いた第8次隊は、今後6か月間の任務を遂行する。

## 治 安 等

#### ポーランドでの滞在許可を有する外国人は約460,000名【1月28日】

当地外国人局は、1月1日現在、ポーランドで有効な滞在許可を有する外国人が457,200名で、昨年同期に比べ約34,000人増加したと発表した。その理由として、新型コロナウイルス感染症の感染拡大と渡航制限により、外国人がポーランドでの滞在期

間を延長していることに言及した。最も多い外国人がウクライナ人で約244,200名、次いでベラルーシ人28,800名、ドイツ人20,500名、ロシア人12,700名、ベトナム人10,900名、インド人9,900名、イタリア人8,500名、ジョージア人7,900名、中国人7,100名、英国人6,600名の順で多かった。また、昨年同期に比べ増加した外国人は、

ウクライナ人(29,400名増)、ベラルーシ人(3,200名増)のほか、韓国人も500名増加していたとした。

人工妊娠中絶に関する大規模な抗議デモが発生【1月29日】

人工妊娠中絶を許容する現行法規を違憲とする憲法法院の判決(2020年10月22日)に反対する抗議デモが、ワルシャワ、クラクフ、ヴロツワフ、ポズナン、カトヴィツェを始め全国規模で開催された。上記判決が出てから100日目であることや、1月27日に上記判決が官報に掲載されて法的効力を有することになったことなどから、一連の抗議デモを主催する「全国女性ストライキ」がSNS上で参加を呼びかけたため、今回のデモは大規模な開催となった。ワルシャワにおいては6名が拘束され、2名の警察官が病院に搬送された。

下院内で発砲事案が発生【1月31日】

下院は、下院事務局警務部所属の衛視が誤って拳銃を発砲した旨を発表した。同事案は、衛視のみがアクセスできる制限区域内(国会の建物の外)を巡回中に発生した。拳銃を発砲した衛視がけがをしたが、それ以外にけが人はいなかった。ポーランドの法律においては、国会を警備する衛視についても拳銃の携帯が認められている。

2020年における犯罪件数は786,302件【2月1日】

国家警察本部は、2020年の活動総括を発表し

たところ、同年の当地における治安情勢は欧州各国と比較しても安全であったと評価した。また、同年に当地で発生した犯罪件数が786,302件(2019年:822,777件、以下同じ)、うち治安情勢を分析する上で指標となる重要犯罪が229,505件(236,722件。暴行、強盗、器物損壊、傷害、家宅侵入、窃盗、車両窃盗の7種類)として、両方とも前年より減少したと公表した。他方、殺人、車両窃盗、経済犯罪については、昨年よりも増加したと言及した。このほか、交通安全に関して、昨年交通事故数が23,531件(30,288件)、交通事故による死亡者数が2,480名(2,909名)、負傷者数が26,456名(35,477名)、飲酒運転の件数が2019年の56,305件から約6%減少したと発表した。

2020年におけるEU外部国境からの入国者数は約1,800万名【2月2日】

国境警備隊は、2020年におけるEU外部国境からポーランドへの入国者数が約1,800万名であったことを公表した。内訳として、ウクライナ側国境から780万名、ベラルーシ側国境から約300万名、ロシア・カリーニングラード側から35万名がポーランドに入国した。また、空路での入国者が約630万名、海路での入国者が約11.5万名であった。ポーランドに入国した外国人としては、ウクライナ人が最も多く約380万名、次いでベラルーシ人が約110万名と多かった。また、入国拒否件数は約35,000件、違法入国を試みて拘束された者が2,238名であったことも明らかにした。

経 済

経済政策

ドゥダ大統領、2021年予算案に署名【1月28日】

1月28日、ドゥダ大統領は2021年予算案に署名した。同予算案は、歳入4,044億ズロチ(約899億ユーロ)、歳出4,867億ズロチ(約1,082億ユーロ)で、823億ズロチ(約183億ユーロ)の財政赤字を見込んでいる。前提となる経済見通しは、GDP成長率4%、物価上昇率1.8%、平均賃金上昇率2.8%と予測している。また、財政赤字の対GDP比は6%、公的債務残高の対GDP比は64.7%に達する見込みである。

モラヴィエツキ首相による新たな社会経済プログラム「ニューディール」【1月29日】

モラヴィエツキ首相による新たな社会経済プログラム「ニューディール」の策定が進められている。同プログラムは、当初2020年秋に発表予定であったが、新型コロナウイルス感染症の第二波の影響により策定が遅れていた。現在、与党内で同案の

協議が進められており、2月に公表される見込みである。メディアが入手した案文によると、同プログラムは16分野をカバーしており、保健、雇用、投資、住宅、家族、企業、教育、若者、気候変動、環境・エネルギー、デジタル化、高齢者、農業、文化、公共財政、同感染症からの復興が含まれるという。例えば、企業に関しては、中小企業への支援の他に、大企業向けに10億ズロチ以上を投資し、1,000人以上の雇用創出を行う場合や3,000人以上を雇用し再投資を計画している場合に、投資手続の簡素化を図るVIPパスポートを付与することなどが計画されている。また、投資に関しては、大規模な投資を通じて30万~50万の新たな雇用創出が図られることが見込まれ、政府は当該投資の為に国債の発行やEU基金の割り当て等に努めるとしている。「ニューディール」には、ヴィア・バルティカ、レール・バルティカ、ヴィア・カルパティア、グダンスク港の拡張、ヴィスワ砂嘴の建設、新中央空

港等の大規模なインフラ投資が含まれるという。

## マクロ経済動向・統計

### 2020年のGDP成長率【1月29日】

中央統計局(GUS)の速報値によると、2020年のGDP成長率はマイナス2.8%となった(2019年は4.5%)。モラヴィエツキ首相は、本件は良いニュースであり、我々は予測以上に景気後退を上手く切り抜けることが出来たとコメントした。新型コロナウイルス感染症により、内需は3.7%減、投資は84%減、個人消費は3.0%減となった。同首相は、企業・雇用主による甚大な努力が奏功し、また、政府による各種経済対策がそれらの努力を後押ししたと述べ、これは復興に向けた強固な基礎を築くものであると

指摘した。

### 1月の購買担当者景気指数(PMI)【2月1日】

IHS Markitによると、1月の購買担当者景気指数(PMI)は51.9ポイントと前月の51.7ポイントから上昇した。新規受注、雇用、サプライヤー納期、購買品在庫が指数上昇に寄与した。同社によると、2021年の年明けは、生産が減少したものの、製造業に明るい見通しをもたらしており、新規受注が増加し、特に輸出受注が成長をけん引していると指摘した。

## ポーランド産業動向

### ポーランドとハンガリーの輸送関連協議【1月28日】

ポーランドとハンガリーは、欧州交通横断ネットワーク(TEN-T)において、国境を越えた輸送プロジェクトへの投資の継続を行うこととしている。ポーランドのアダムチク・インフラ大臣とハンガリーのツアールトー外務貿易大臣は、1月28日にワルシャワで会談し、V4諸国のインフラプロジェクトの重要性について会談した。同会談では、欧州の北部と南部をつなぐヴィア・カルパティア道路やV4諸国間の高速鉄道やポーランドの新中央空港等にも及んだ。両大臣は、EUモビリティパッケージについても議論した。ポーランド政府は、EU市場で道路輸送サービスを提供する事業者の利益を守るために、欧州司法裁判所に同モビリティパッケージの条項の一部に異議を申し立てることを決定した。

テップであるとし、Orlen グループの長期戦略にも合致していると述べた。同契約は、35年間続いた後、永久的な契約になると見込まれる。

### 道路の安全性向上に向けた動き【2月3日】

ウェーバー・インフラ副大臣は、次の閣議の常任委員会において、Safe Road Infrastructure Programme 2021-2024 が承認される見込みであると述べた。同プログラムでは、25億ズロチ(5億6,000万ユーロ)が道路安全のために投資される。ポーランド政府は、道路安全のために規制面のみならず、投資面も考慮して改善していくとしている。同プログラムの資金は、照明の追加、歩行者インフラや舗装、自転車レーン、安全地帯の建設等に充てられる。

### PKN Orlenの洋上風力発電に関する協力【1月29日】

国営石油会社 PKN Orlen は、洋上風力発電に関して、カナダの電力会社 Northland Power とビジネスパートナーとなる。両社はバルト海の容量1.2GWの洋上風力発電所の準備、建設、開発を共に行う。建設は2023年に開始され、2026年に完了する予定。Northland Power は同発電所の49%の株式を保有することとなる。PKN Orlen のオバイテク社長は同パートナーの選定は、同地方の投資に画期的なス

### 中国からの直接投資が大幅に増加(物流不動産)【2月3日】

中国からの直接投資は2019年末時点で、9億7,600万ドル(2019年は3億3,800万ドル投資)であったところ、推定データによると2020年、中国はポーランドに対し10億ドル以上を投資した。主な要因として、GLP(物流・不動産)が、中東欧地域の事業開始に伴い、豪 Goodman Group から同地域の物流施設を購入したことによる。GLPによる全体の投資額10億ユーロのうち、8億ユーロ(48の倉庫)がポーランドに当てられた。

## エネルギー・環境

### 電気自動車関連動向【2月1日】

ポーランド代替燃料機構(PSPA)の報告書によれば、ポーランドのバッテリー式電気自動車(BEV)及びプラグインハイブリッド自動車(PHEV)は2025年には最大50万台に上るとみられている。2020年末のポーランドの電気自動車の登録台数は、20,1

81台となっている。BEVは、補助金の効果があれば、2025年には31.7万台、2030年には95.5万台に上るとみられ、PHEVは2025年には20.4万台、2030年には63.5万台に上るとみられている。これまで25%の電気自動車がワルシャワで登録されているが、ここ数か月でシェアは減少している。

全体の28%は30万人～100万人規模の都市、11.3%は15万人～30万人規模の都市で登録されている。ポーランドのBEVで最も人気が高いブランドは日産、BMW、テスラである。また、PHEVに関しては、BMW、ボルボ、三菱が最も人気がある。

### 2040年までのエネルギー戦略(PEP2040)を閣議で承認【2月3日】

2日の閣議において、気候・環境省が作成した「2040年までのポーランドエネルギー戦略」(PEP2040)が承認された。石炭をポーランドのエネルギー安全保障の基盤とする政党「連帯ポーランド」は、同

戦略を支持していない。また、同戦略は欧州の気候変動方針に適合していないと経済学者から批判されている。また、石炭企業の労働組合との交渉の社会的合意に沿うものと期待していた鉱山労働者の間に不安が広がっている。なお同戦略では、①石炭のシェアの低減、②原子力の開発、③再生可能エネルギー開発、④石油・ガス等のインフラ増強、エネルギー調達先の多様化等が記載されている。なお、同戦略に規定されている再生可能エネルギーシェアや排出ガス削減の目標はEUの新たな目標に達しておらず、政府の発表では、同戦略を更新する必要があることが既に示されている。

## 大使館からのお知らせ

### 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国内及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

[http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/oshirase\\_schengen\\_2.html](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html)

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

### 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1)外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2)以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3)上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4)現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き

冷静に行動するように努める。

(5)不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

### **「たびレジ」への登録のお願い**

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

### **新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起**

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2月1日からは、防疫措置が適切に講じられているという条件の下でショッピングモール内の店舗の営業が再開されるなど、一部の規制措置が緩和されています。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行うと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

### **マイナンバーカード取得のお願い**

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

### **年金受給者の現況届提出について**

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者（提出期限が令和2年2月末日以降である者）については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル：（81）3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

### 【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間（当面の間、入館を見合わせ中）

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：[info-cul@wr.mofa.go.jp](mailto:info-cul@wr.mofa.go.jp)、住所：Al. Ujazdowskie 51、Warszawa）

## 文化行事・大使館関連行事

### 【開催中】展覧会「Paradise 101」【2月2日～5月16日】

クラクフの日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「Paradise 101」が開催されます。ポーランドの写真家アーティスト、ヴォイチェフ・ヴィエテスカ(Wojciech Wieteska)によって撮影された、日本の平成時代の社会における変化を表現した写真展です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha (Marii Konopnickiej 26, 30-302 Kraków)

詳細：<https://manggha.pl/wystawa/paradise-101>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

### 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

### 【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト([http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm))も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス([newsmail@wr.mofa.go.jp](mailto:newsmail@wr.mofa.go.jp))